

社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会
役員等の報酬および費用弁償規程

設 置 平成 9年 4月 1日
一部改正 平成29年 9月29日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬および費用弁償の額並びにその支給について定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各部会・委員会委員

(報酬等の額)

第 3 条 報酬および費用弁償の額は、別表の通りとする。

別 表

区 分	報 酬 等 の 額	
	報 酬 (月 額)	費 用 弁 償 (日 額)
会 長	10,000円	2,000円
副 会 長	5,000円	2,000円
上記以外の理事及び監事	0円	1,000円
評 議 員	0円	1,000円
各 部 会 ・ 委 員 会 委 員	0円	1,000円

(報酬支払範囲)

第 4 条 報酬の支払範囲は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 決裁、三役会、理事会、評議員会、監査会、本会各種事業及び外部事業への出席
 - (2) 副会長 三役会、理事会、評議員会、監査会、本会各種事業及び外部事業への出席
- 2 ただし、上記の会議及び事業等の出席が無い場合は報酬の支給はしないものとする。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会において決定する。

附 則

この規程は、理事会の決定した日から施行し、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成 13年 5月 11日一部改正)

この規程は、平成 13年 5月 11日から適用する。

附 則 (平成 16年 4月 1日一部改正)

この規程は、平成 16年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、一部改正により平成 22年 9月 22日から施行する。

附 則

この規程は一部改正により、平成 29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は一部改正により、平成29年9月29日から施行する。